

埼玉県障害者地域支援体制整備事業実施要綱

(目 的)

第1条 本事業は、相談支援等の専門職のアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行い、医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児支援の協議の場の設置を促進することにより、地域における相談支援体制の整備を推進し、もって、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、埼玉県とする。

なお、この事業を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託することができる。

(事業の種類と内容)

第3条 埼玉県障害者地域支援体制整備事業の種類及び内容は次のとおりとする。

1 障害者地域支援体制整備事業

県は、地域の支援体制整備の促進を図るため、県職員と相談支援に関するアドバイザーによる支援を実施し、その事業内容は下記のとおりとする。

- ア 地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの設置に向けた支援
- イ 医療的ケア児等コーディネーターの配置の促進
- ウ 医療的ケア児支援の協議の場の設置の促進
- エ 児童発達支援センターの設置の促進

2 地域ネットワーク構築事業

県は、地域ネットワーク構築事業を実施するため、相談支援に関するアドバイザーを派遣するものとし、その事業内容は下記のとおりとする。

- ア 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- イ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
- ウ 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- エ 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

3 相談支援スキルアップ事業

県は、相談支援スキルアップ事業を実施するため、相談支援に関するアドバイザーを派遣するものとし、その事業内容は下記のとおりとする。

ア 地域で対応困難な事例に係る助言等

イ 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導

(関係機関等との連携)

第4条 県及び事業の委託を受けた者は、市町村、地域における相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体等との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めることとする。

(経費の支弁)

第5条 県は、それぞれの事業を委託する場合には、予算の定める額の範囲内で支弁するものとする。

(報告)

第6条 事業の委託を受けた者は、別に定めるところにより、知事に対し事業の実施状況等について報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。